

その年金額の算定の基礎となっている給料月額を昭和35年3月31日において施行されていた給与に関する条例（旧給与条例）がその者の退職時まで施行されていたと仮定し、その給料年額を次のように増額改定した。

ア	73.76%	29.76% (44年ペア一分)	44年ペア一分	44年ペア一分) 29.76%	12% (43年ペア一分)	43年ペア一分	43年ペア一分) 12%	32% (42年ペア一分)	42年ペア一分	42年ペア一分) 32%	73.76%
---	--------	--------------------	---------	------------------	-----------------	---------	---------------	-----------------	---------	---------------	--------

65才未満の者（遺族年金を受ける妻子および孫を除く）

イ	73.76%	19.56% (44年ペア一分)	44年ペア一分	44年ペア一分) 29.76%	10.2% (43年ペア一分)	43年ペア一分	43年ペア一分) 12%	44% (42年ペア一分)	42年ペア一分	42年ペア一分) 32%	73.76%
---	--------	--------------------	---------	------------------	-------------------	---------	---------------	-----------------	---------	---------------	--------

65才以上70才未満の者並びに65才未満の妻子および孫

ウ	73.76%	11.76% (44年ペア一分)	44年ペア一分	44年ペア一分) 29.76%	7.8% (43年ペア一分)	43年ペア一分	43年ペア一分) 12%	54.2% (42年ペア一分)	42年ペア一分	42年ペア一分) 32%	73.76%
---	--------	--------------------	---------	------------------	------------------	---------	---------------	-------------------	---------	---------------	--------

なお、法の施行日前の期間にかかる増加額は、65才未満の退職年金受給者および65才未満の遺族年金受給者（妻子および孫である者を除く。）については、昭和44年10月分から同年12月分までは、その3分の1の支給金額が停止される。

(2) 一時金について

○ 一時金の決定

昭和44年度において、法の規定により支部が決定した一時金の給付概況は次のとおりである。

	退職一時金	遺族一時金	合計
件数	299件	6件	305件
金額	36,484,763円	609,451円	37,094,214円

○ 一時金統計調査

毎年公立学校共済組合が、一時金の処理状況ならびに追加費用の算定、長期給付所要財源率、責任準備金および収支決算の基礎資料とすることを目的として計画実施する調査である。

調査は、上半期と下半期の2回に分けて行ない、上半期は昭和44年4月1日から同年9月30日までの決定分を下半期は昭和44年10月1日から昭和45年3月31日までの決定分を調査した。

学校種別	普通恩給	扶助料	退隠料	遺族扶助料
小学校	1,711人	384,442千円	806人	91,707千円
中学校	441	133,393	124	17,953
盲ろう学校	3	988	9	1,318
高等学校				12
教育委員会その他	65	10,798	39	3,595
計	2,220	529,621	978	114,573
			74	12,629
				13
				1,020

(3) その他の

ア 組合員動態統計調査

毎年公立学校共済組合本部が、長期給付所要財源率算定のための基礎資料を握ることを目的として計画実施する調査である。

この調査は、現在者と脱退者に分けて行ない、現在者については、全組合員の5%を抽出し、組合員証番号の数字の特定者を、脱退者については、昭和44年12月31日までに退職、転出した者を対象として調査した。

イ 前歴調査

地方公務員共済組合法施行規第91条に基づく前歴報告書及び履歴書を收受し原票を作成し、分類保存を行なった。

(4) 恩給の支払い及び受給者の管理について

教育関係職員（裁定事務の専決権が教育長にあるもの）の普通恩給、扶助料、退隠料及び遺族扶助料等のいわゆる年金たる恩給の裁定及びこれに附随した支払い事務並びに受給者の管理等の恩給に関する事務で、昭和44年において恩給の裁定をうけた者及び死亡その他の事由で恩給権を失った者の概数は、次のとおりである。

恩給種別	裁定	失権
普通恩給	4件	78件
扶助料	52	42
退隠料		1
遺族扶助料	3	1
計	59件	122件

恩給の支給事務は、県外居住者を除き各教育事務所で行なってきたところであるが、昭和43年10月度から行政の能率化を図るために民間の電子計算組織に委託して支給事務を全面的に本庁で集中管理することにした。昭和44年においては、電子計算組織の利用範囲を広げ、恩給事務の主要部分を機械処理することにした。

主な機械化事項は、次のとおりである。

- (ア)毎期支給額の計算。(イ)毎期所得税の計算。
- (エ)恩給支払区分別集計表。(カ)年末調整の計算。
- (オ)源泉徴収票、給与支払報告書の作成。
- (カ)給与改定による支給年額の計算。
- (キ)恩給証書の作成。(ク)あて名票の作成。
- (ケ)送金案内書の作成。(コ)各種統計表の作成。

電算組織の移行に伴い、事務の質的（正確、迅速、標準化、適時性など）効果については、今のところ換算算定はできないが、教育事務所の恩給事務の廃止による担当余力の振替をはじめ、繁雑な改定事務を機械化するなど実質面における効果が大きい。

昭和44年度における支給人員及び支給額の概数は、次のとおりである。